

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	湯浅町

湯浅町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名	湯浅町産業建設課
所在地	和歌山県有田郡湯浅町青木 668 番地 1
電話番号	0737-63-2525(代)
F A X 番号	0737-63-4150
メールアドレス	sangyou2@town.yuasa.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、シカ、サル、アライグマ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	湯浅町（全域）

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	果樹、野菜	13,617千円 310a
シカ	果樹	8,170千円 186a
サル	果樹、野菜	1,362千円 31a
アライグマ	作物全般	748千円 17a
合計		23,897千円 544a

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

近年、湯浅町における鳥獣被害は、イノシシ、シカ、サル、アライグマを中心として、農作物に被害を与え、令和6年度の被害額は、23,897千円となるなど深刻な問題となっている。中でも、イノシシ、シカ、アライグマについては、人里周辺にも出没していることから、生息数が顕著に増加していると思われる。イノシシについては、田、栖原、吉川、山田、青木・別所地域での被害が多く、シカについては山田、青木・別所地域で被害が多く見られる。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	原因鳥獣	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
農作物被害額及び被害面積	イノシシ	13,617千円 310a	12,255千円 279a
	シカ	8,170千円 186a	7,353千円 167a
	サル	1,362千円 31a	1,226千円 28a
	アライグマ	748千円 17a	673千円 15a
合計		23,897千円 544a	21,507千円 490a

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	湯浅町猟友会への有害捕獲の委託により、狩猟+有害での捕獲を推進してきた。 また、有害捕獲については、国庫補助・県補助と併せ、捕獲経費への助成を実施している。 わな猟については、事業を活用し、地区で檻の購入、管理をおこなっている。	猟友会の方々への負担増や高齢化などにより、捕獲の担い手が減少。また、野生獣の生息数が増加しているため、捕獲のみによる対策では、被害を抑制できない。 捕獲鳥獣の処分方法が確立されておらず、今後、地域資源としての活用や焼却施設等の検討が必要である。
防護柵の設置等に関する取組	県、町による補助金等を活用し、令和5年度から令和7年度までで総延長約36km、受益面積約52haへの設置を実施。	防護柵の高さ等から、シカやサルに対する防護が困難である。 さらに、老朽化した柵の更新も必要である。
生息環境管理その他の取組	定期的な刈り払いの実施による緩衝帯の整備及び放任果樹の除去。	農業者の高齢化などにより放任果樹の除去等を十分に実施できていない。 地域の担い手との連携及び集落全体での活動が必要である。

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。
4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

湯浅町における被害軽減のためには、防護柵等による農作物の防護、農

地に繰り返し出没する個体の捕獲、刈り払いや餌場の除去等の集落環境を整備する取組を総合的に実施する必要がある。

防護柵については、県単事業などを活用し、個別柵とならないよう集落を効率的にカバーできる設置方法を推進する。

また、捕獲については、猟友会による捕獲はもちろんのこと、捕獲わな設置に対する補助金を町単事業で新設し、各集落の鳥獣害対策組合による捕獲を促進する。併せて農家自身による捕獲ができるように、狩猟免許の取得を推進するとともに、捕獲技術の向上に努める。

また、集落全体の餌場価値を下げていくため、一人一人の意識改革が重要であることから、町民への啓発活動や、刈り払い等への参画を促す。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

鳥獣被害対策実施隊による捕獲活動により、着実な被害軽減を推進する。

・ 猟友会会員から任命

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
8年度	イシ シ カ アライグマ	・ 猟友会の負担増と高齢化の対策として、また、農家自身で捕獲が行えるように、農業者の狩猟免許取得を推進する。 ・ 捕獲檻を地域へ貸し出す。 ・ 国庫事業や県・町補助事業の活用
9年度	イシ シ	・ 猟友会の負担増と高齢化の対策として、また、農家自身で捕獲が行えるように、農業者の狩猟免許取

	サル アライグマ	得を推進する。 ・捕獲檻を地域へ貸し出す。 ・国庫事業や県・町補助事業の活用
10年度	イノシシ シカ サル アライグマ	・猟友会の負担増と高齢化の対策として、また、農家自身で捕獲が行えるように、農業者の狩猟免許取得を推進する。 ・捕獲檻を地域へ貸し出す。 ・国庫事業や県・町補助事業の活用

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
和歌山県鳥獣保護管理事業計画や特定鳥獣管理計画を踏まえ、適正な捕獲を実施していく。	
・イノシシ	近年、出没件数の増加とともに、令和6年度では捕獲数が増加傾向にあり、生息地域の拡大や生息数増加が見込まれる。このため、被害の防止にかかる捕獲の強化が必要であり、農地周辺への出没個体を中心に捕獲数を280頭に増やして着実に個体数を減少させることで被害の軽減を目指す。
・シカ	近年、里への出没が頻繁となり、個体数の増加が推察される。メスジカに重点を置いた捕獲を行うことで、個体数の増加を抑制し被害の軽減を図る。
・サル	サルは、群れを作って集団で移動するので、被害も特定の場所に集中している。このため、サルの出没する集落に囲いわなの設置を推進し、サルの捕獲を目指す。
・アライグマ	アライグマの出没は市街地でも見られるようになってきており、令和6年度では捕獲数が増加傾向にあり、生息数の増加が見込まれる。 湯浅町では、外来生物法に基づく、防除実施計画を策定しており、これに基づき、住民と協力しながら、捕獲檻を利用して捕獲数を80頭に増やして捕獲を強化し、被害の軽減を図る。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	8年度	9年度	10年度
イノシシ	捕獲数 280頭	捕獲数 280頭	捕獲数 280頭
シカ	捕獲数 80頭	捕獲数 80頭	捕獲数 80頭

サル	捕獲数 20 頭	捕獲数 20 頭	捕獲数 20 頭
アライグマ	捕獲数 80 頭	捕獲数 80 頭	捕獲数 80 頭

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>野生鳥獣の捕獲については、猟友会の協力の下、狩猟及び有害捕獲（4月～2月）に取り組む。</p> <p>さらに、イノシシについては、生産農家等地元を取組として、集落が主体となり、箱わな等を活用しながら、農地に出没する個体を農地周辺で捕獲していく。</p> <p>アライグマについては、捕獲檻を出没する地域へ貸し出し、随時捕獲していく。</p>

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
なし

- (注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣類、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし（既に権限移譲）

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵等の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	8 年度	9 年度	10 年度

イシ、カ、サ、 アライグマ	電気柵・トタン柵 ネット・ワイヤーメッシュ 延長 20km 受益面積 40ha	電気柵・トタン柵 ネット・ワイヤーメッシュ 延長 20km 受益面積 40ha	電気柵・トタン柵 ネット・ワイヤーメッシュ 延長 20km 受益面積 40ha
------------------	--	--	--

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	8年度	9年度	10年度
イシ、カ、サ、 アライグマ	定期的な刈り払いの実施による緩衝帯の整備 ワイヤーメッシュや電気柵等の設置及び維持管理の推進		

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
8年度	全て	耕作放棄地の草刈りや里山の刈り払いによる見通し改善を実施。
9年度	全て	耕作放棄地の草刈りや里山の刈り払いによる見通し改善を実施。
10年度	全て	耕作放棄地の草刈りや里山の刈り払いによる見通し改善を実施。

- (注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

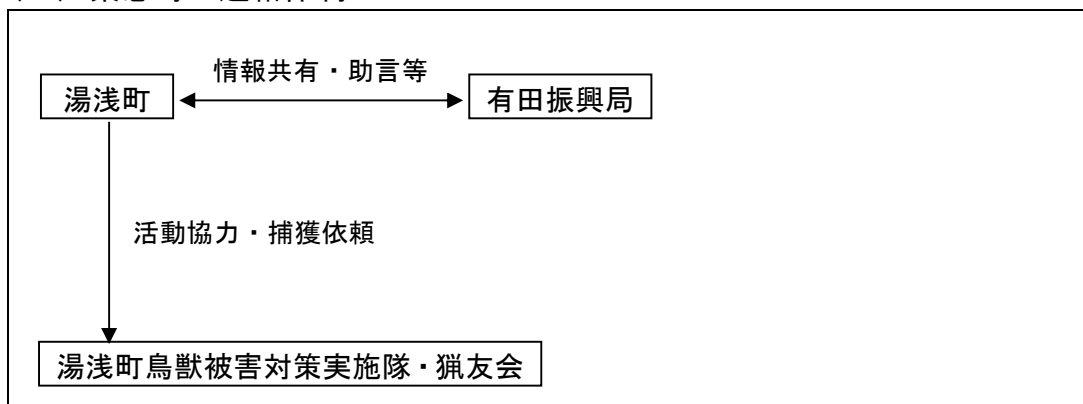
(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
湯浅町	被害状況調査及び情報共有
有田振興局	関係団体への指導・助言
湯浅町鳥獣被害対策実施隊	被害状況調査及び捕獲の実施
猟友会	被害状況調査及び捕獲の実施

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は

生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣の処理について、一部はジビエ処理施設で処理され、多くは捕獲現場で埋設処理されている。今後はさらなる食肉利用の拡大を検討をしていきたい。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	特になし
ペットフード	特になし
皮革	特になし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	特になし

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の実施

特になし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

特になし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	湯浅町鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
有田振興局	施策の立案、対策の実施指導、被害実態調査
湯浅町	施策の立案、対策の実施指導、被害実態調査
和歌山県農業協同組合	施策の立案、対策の実施指導、被害実態調査
地元生産者代表	被害実態調査、捕獲の実施（わな猟）
猟友会	捕獲の実施（銃猟、わな猟）

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
和歌山県農業共済組合	農業共済制度による被害情報の提供

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

実施隊員については、猟友会員で構成されており、鳥獣の生息調査や追払い活動、捕獲技術等の指導を実施している
--

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制が

わかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

湯浅町鳥獣被害対策協議会が中心となり、対策を推進していくが、各種団体や中山間集落協定、自治会等においても積極的な参加を促し、集団での取組を進めていく。

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

着実な被害軽減のためには、集落同士の連携が重要であると考えます。集落毎に個別に取り組むだけでなく、隣接する集落が地域として取り組める体制づくりを推進していかなければならない。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。